

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

1 1月29日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、指定管理者の指定1件です。

1 2月5日に委員会を開催し、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

議案第118号 上野原市立上野原スポーツプラザ市民プールの指定管理者の指定については、指定管理者を、引き続き株式会社スポーツプラザ報徳とし、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものです。

仮協定における指定管理料は、5年間で1億5千940万円です。前回の金額より大幅な増額となっているが、要因としては、人員確保のための人件費の増額、光熱費の高騰、新たな施設維持業務を委託する経費等の増加などがあるとのことでした。

また、指定管理料について、自主事業及び良好な業績等により、一事業年度の収支において収益が発生した場合は、次年度の指定管理料の減額について変更協議を行うものとし、今後の本協定に向け、経費削減、自主事業の充実、利用料の見直しも含めた調整を行う予定との説明がありました。

委員からの、利用料の見直しはこういった方向性で考えているのか、という質問については、現在の利用料は、消費税の増額分を反映していないため、今後はその部分の増額するかどうかも含めて検討していくとのことでした。

委員からは、現場で働く人たちの労働環境や待遇の改善について、指定管理者に強く求めるべき、集客を見込めるイベントの開催等、工夫が必要である、との意見が出されました。

また、指定管理については、指定管理料を算定するにあたり、光熱費等の高騰が原因で指定管理料を上げる際などの、根拠となる数字を明らかにするため、他の指定管理についても、指定管理者の年度計画等を所管の常任委員会へ提示することを、付帯意見として申し添えます。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。